

研究職給料表の改定に伴う関係人事委員会規則の整備に関する規則をここに公布する。

平成23年3月23日

鳥取県人事委員会委員長 曾 我 紀 厚

鳥取県人事委員会規則第4号

研究職給料表の改定に伴う関係人事委員会規則の整備に関する規則

(給料表の適用範囲に関する規則の一部改正)

第1条 給料表の適用範囲に関する規則(昭和32年鳥取県人事委員会規則第7号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中号の表示に下線が引かれた号(以下この条において「移動号」という。)に対応する同表の改正後の欄中号の表示に下線が引かれた号(以下この条において「移動後号」という。)が存在する場合には、当該移動号を当該移動後号とし、移動後号に対応する移動号が存在しない場合には、当該移動後号(以下この条において「追加号」という。)を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(号の表示を除く。以下この条において「改正部分」という。)に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分(号の表示及び追加号を除く。以下この条において「改正後部分」という。)が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
(研究職給料表) 第3条 研究職給料表は、専門的科学的知識と創意等をもって試験研究又は調査研究業務に従事する職員で、次に掲げるものに適用する。 (1) 農林総合研究所農業試験場の場長、室長、 <u>上席研究員、主任研究員</u> 及び研究員 (2) 農林総合研究所園芸試験場の場長、次長、所長、室長、分場長、試験地長、 <u>上席研究員、主任研究員</u> 及び研究員 (3) 農林総合研究所畜産試験場の場長、室長、 <u>上席研究員、主任研究員</u> 及び研究員 (4) 農林総合研究所中小家畜試験場の場長、室長、 <u>上席研究員、主任研究員</u> 及び研究員 (5) 農林総合研究所林業試験場の場長、室長、 <u>上席研究員、主任研究員</u> 及び研究員 (6) 水産試験場の場長、室長、 <u>上席研究員、主任研究員</u> 及び研究員 (7) <u>栽培漁業センターの所長、室長、上席研究員、主任研究員</u> 及び研究員 (8) 衛生環境研究所の所長、次長、室長、チーム長、 <u>上席研究員、室長補佐、サブチーム長、主任研究員</u> 及び研究員	(研究職給料表) 第3条 研究職給料表は、専門的科学的知識と創意等をもって試験研究又は調査研究業務に従事する職員で、次に掲げるものに適用する。 (1) 農林総合研究所農業試験場の場長、室長、 <u>特別研究員</u> 及び研究員 (2) 農林総合研究所園芸試験場の場長、次長、所長、室長、分場長、試験地長、 <u>特別研究員</u> 及び研究員 (3) 農林総合研究所畜産試験場の場長、室長、 <u>特別研究員</u> 及び研究員 (4) 農林総合研究所中小家畜試験場の場長、室長、 <u>特別研究員</u> 及び研究員 (5) 農林総合研究所林業試験場の場長、室長、 <u>特別研究員</u> 及び研究員 (6) 水産試験場の場長、次長、 <u>部長、室長、特別研究員</u> 及び研究員 (7) 衛生環境研究所の所長、次長、室長、 <u>チーム長、研究主任、特別研究員</u> 及び研究員

(9) 科学捜査研究所の所長、管理官、次席、所長補佐、 <u>上席研究員</u> 、科長、 <u>主任研究員</u> 及び研究員	(8) 科学捜査研究所の所長、管理官、次席、所長補佐、科長及び研究員
(10) 図書館の <u>主任学芸員</u> 及び学芸員	(9) 図書館の学芸員
(11) 博物館の副館長（学芸員の資格を有する者に限る。）、課長（学芸員の資格を有する者に限る。）、 <u>主幹学芸員</u> 、主任学芸員及び学芸員	(10) 博物館の副館長（学芸員の資格を有する者に限る。）、課長（学芸員の資格を有する者に限る。）、 <u>副主幹</u> （学芸員の資格を有する者に限る。）及び学芸員

（職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部改正）

第2条 職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則（昭和32年鳥取県人事委員会規則第10号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分を削る。

改正後	改正前																																		
別表第14（第12条の2関係） 特定級号給表	別表第14（第12条の2関係） 特定級号給表																																		
<table border="1"> <thead> <tr> <th>給料表</th> <th>職務の級</th> <th>号給</th> <th>適用年数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="4">略</td> </tr> <tr> <td>研究職給料表</td> <td>1級</td> <td>80号給</td> <td>6年</td> </tr> <tr> <td colspan="4">略</td> </tr> </tbody> </table>	給料表	職務の級	号給	適用年数	略				研究職給料表	1級	80号給	6年	略				<table border="1"> <thead> <tr> <th>給料表</th> <th>職務の級</th> <th>号給</th> <th>適用年数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="4">略</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">研究職給料表</td> <td>1級</td> <td>80号給</td> <td rowspan="2">6年</td> </tr> <tr> <td>2級</td> <td>44号給</td> </tr> <tr> <td colspan="4">略</td> </tr> </tbody> </table>	給料表	職務の級	号給	適用年数	略				研究職給料表	1級	80号給	6年	2級	44号給	略			
給料表	職務の級	号給	適用年数																																
略																																			
研究職給料表	1級	80号給	6年																																
略																																			
給料表	職務の級	号給	適用年数																																
略																																			
研究職給料表	1級	80号給	6年																																
	2級	44号給																																	
略																																			

第3条 職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を次のように改正する。

別表第3の6を次のように改める。

別表第3の6（第2条の4関係）

研究職給料表級別資格基準表

試験	職務の級		1級		2級		3級		4級		5級	
	学歴免許											
正規の試験	大学卒業程度	大学卒	博士課程修了	0	2	2	4	6	4	10	7	17
			修士課程修了	0	5	5	4	9	4	13	7	20
			その他	0	7	7	4	11	4	15	7	22
	短大卒業程度	短大卒		0	10	10	4	14	4	18	7	25
	高校卒業程度	高校卒		0	12	12	4	16	4	20	7	27
その他		中学卒		3	13	16	4	20	4	24	7	31

備考

- 試験欄の「正規の試験」の区分は正規の試験の結果に基づいて職員となった者に適用し、「その他」の区分は正規の試験によらないで職員となった者に適用する。
- 試験欄の正規の試験の区分に掲げる「大学卒業程度」は職員採用試験（大学卒業程度）及びこれに準ずる正規の試験を示し、「短大卒業程度」は職員採用試験（短大卒業程度）及びこれに準ずる正規の試験

験を示し、「高校卒業程度」は職員採用試験（高校卒業程度）及びこれに準ずる正規の試験を示す。

- 3 学歴免許欄の「博士課程修了」及び「修士課程修了」の区分は、給料表の適用範囲に関する規則（昭和32年鳥取県人事委員会規則第7号）第3条第9号から第11号までに掲げる職員に適用する。

別表第13オを次のように改める。

オ 研究職給料表昇格時号給対応表

昇格した日の前日 に受けていた号給	昇格後の号給			
	2級	3級	4級	5級
1	1	1	1	1
2	1	1	1	1
3	1	1	1	1
4	1	1	1	1
5	1	1	1	1
6	1	1	1	1
7	1	1	1	1
8	1	1	1	1
9	1	1	1	1
10	1	1	1	1
11	1	1	1	1
12	1	1	1	1
13	1	1	1	1
14	1	1	1	1
15	1	1	1	1
16	1	1	1	1
17	1	1	1	1
18	1	1	2	1
19	1	1	3	1
20	1	1	4	1
21	1	1	5	1
22	1	1	6	2
23	1	1	7	3
24	1	1	8	4
25	1	1	9	5
26	2	1	10	6
27	3	1	11	7
28	4	1	12	8
29	5	1	13	9
30	6	1	14	10
31	7	1	15	11
32	8	1	16	12
33	9	1	17	13
34	10	2	18	14
35	11	3	19	15
36	12	4	20	16
37	13	5	21	17

38	14	6	22	17
39	15	7	23	18
40	16	8	24	18
41	17	9	25	19
42	18	10	26	19
43	19	11	27	20
44	20	12	28	20
45	21	13	29	21
46	22	14	30	21
47	23	15	31	22
48	24	16	32	22
49	25	17	33	23
50	25	18	34	23
51	26	19	35	24
52	26	20	36	24
53	27	21	37	25
54	27	22	38	25
55	28	23	39	26
56	28	24	40	26
57	29	25	40	27
58	30	26	41	27
59	31	27	41	28
60	32	28	41	28
61	33	29	42	29
62	33	30	42	29
63	34	31	42	29
64	34	32	43	30
65	35	33	43	30
66	35	34	43	30
67	36	35	44	31
68	36	35	44	31
69	37	35	44	31
70	37	36	45	32
71	38	36	45	32
72	38	36	46	32
73	39	37	46	33
74	39	37	47	33
75	40	37	47	33
76	40	38	48	34
77	41	38	48	34
78	41	38	49	34
79	42	39	49	35
80	42	39	50	35
81	43	39	50	35
82	43	40	51	

83	44	40	51	
84	44	40	52	
85	45	41	52	
86	46	41	53	
87	47	41	53	
88	48	42	53	
89	49	42	54	
90	49	42	54	
91	50	43	54	
92	50	43	55	
93	50	43	55	
94	50	44	55	
95	51	44	56	
96	51	44	56	
97	51	45	56	
98	52	45	56	
99	52	46	56	
100	53	46	56	
101	53	46	57	
102	53	46		
103	54	46		
104	54	47		
105	54	47		
106	54	47		
107	55	47		
108	55	47		
109	55	47		
110	55	47		
111	55	47		
112	56	48		
113	56	48		
114	56	48		
115	56	48		
116	56	48		
117	56	48		
118	57	48		
119	57	48		
120	57	49		
121	57	49		
122	57			
123	57			
124	57			
125	57			
126	58			
127	58			

128	58			
129	58			
130	58			
131	58			
132	58			
133	58			
134	58			
135	58			
136	58			
137	58			
138	59			
139	59			
140	59			
141	59			
142	59			
143	59			
144	59			
145	59			
146	59			
147	59			
148	59			
149	59			
150	60			
151	60			
152	60			

(期末手当及び勤勉手当の支給に関する規則の一部改正)

第 4 条 期末手当及び勤勉手当の支給に関する規則 (昭和41年鳥取県人事委員会規則第 4 号) の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分を次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分に改める。

改正後			改正前		
別表第 1 (第 2 条の 3 関係)			別表第 1 (第 2 条の 3 関係)		
給料表	職員	加算割合	給料表	職員	加算割合
略			略		
研究職給料表	職務の級 5 級の職員	100分の20	研究職給料表	職務の級 5 級の職員	100分の15 (人事委員会が別に定める職員にあっては100分の20)
	職務の級 4 級の職員	100分の15		職務の級 4 級及び3級の職員	100分の10
	職務の級 3 級の職員	100分の10		職務の級 2 級の職員 (人事委員会が定める職員	100分の 5
	職務の級 2 級の職員	100分の 5			

略	に限る。)
備考 略	備考 略

(職員の旅費等に関する条例施行規則の一部改正)

第 5 条 職員の旅費等に関する条例施行規則 (昭和45年鳥取県人事委員会規則第25号) の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分 (以下この条において「改正部分」という。) に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分 (以下この条において「改正後部分」という。) が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

改正後										改正前											
別表第 2 (第15条関係) ア 再任用職員以外の職員										別表第 2 (第15条関係) ア 再任用職員以外の職員											
行政職給料表 他の給料表		9級	8級	7級	6級	5級	4級	3級	2級	1級	行政職給料表 他の給料表		9級	8級	7級	6級	5級	4級	3級	2級	1級
略										略											
研究職給料表		5級	5級	<u>4級</u>	4級	3級	3級	2級			研究職給料表		5級	5級		4級	3級	3級	2級	<u>2級</u>	<u>2級</u>
		(知事 が別に 定める 者に限 る。)		(知事 が別に 定める 者に限 る。)		(知事 が別に 定める 者に限 る。)							の 5 号給 以上	の 4 号給 以下		の 13 号給 以上	の 5 号給 から 12号 給まで	の 4 号給 以下	の 25 号給 以上	の 9 号給 から 24号 給まで	の 8 号給 以下 1級 の 44 号給 以下
略										略											
備考 略										備考 略											
イ 略										イ 略											

(職員の職務の級の分類に関する規則の一部改正)

第 6 条 職員の職務の級の分類に関する規則 (平成18年鳥取県人事委員会規則第 1 号) の一部を次のように改正する。

別表第 5 を次のように改める。

別表第 5 研究職給料表級別職務分類表 (第 2 条関係)

組織		職務の級		1級	2級	3級	4級	5級
		1級	2級					
知事 の事 務部 局	衛生環境研究所			室長補佐 サブチーム長	チーム長	所長	所長	
	農林 総合 研究	農業試験場				場長	場長	
		園芸試験場			所長 分場長			

所				試験地長		
水産試験場					場長	場長
知事の事務部局共通（前各項に職が掲げられている場合は、当該職については本項の規定を適用しない。）	研究員	主任研究員	室長 上席研究員	所長 場長 次長		
教育機関	学芸員	主任学芸員	主幹学芸員	副館長 課長		
警察本部	研究員	科長 主任研究員	次席 所長補佐 上席研究員	所長 管理官		

備考 この表の4級の欄に掲げる職の職務のうち、人事委員会が承認した職員の職務については、その職務の級を5級とすることができる。

（平成18年改正条例附則第7条の規定による給料に関する規則の一部改正）

第7条 平成18年改正条例附則第7条の規定による給料に関する規則（平成18年鳥取県人事委員会規則第14号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中号の表示に下線が引かれた号（以下この条において「追加号」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（追加号を除く。）に改める。

改正後	改正前								
<p>（平成18年改正条例附則第7条第1項の人事委員会規則で定める職員等）</p> <p>第3条 平成18年改正条例附則第7条第1項の行政職給料表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の級及び号給が行政職5級以下職員に対応するものとして人事委員会規則で定めるもの（以下「行政職5級以下対応職員」という。）は、次の表の左欄に掲げる給料表の適用を受ける職員のうち、当該適用を受ける給料表の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める職務の級及び号給のものとする。</p> <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <tr><td>略</td></tr> <tr><td>研究職給料表</td><td><u>2級1号給</u>から3級101号給まで</td></tr> <tr><td>略</td></tr> </table> <p>2 略</p> <p>3 平成18年改正条例附則第7条第1項の人事委員会規則で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>（1）～（7）略</p> <p><u>（8）職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成23年鳥取県条例第29号。以下この号及び次条第1項第10号において「平成23年改正条例」</u></p>	略	研究職給料表	<u>2級1号給</u> から3級101号給まで	略	<p>（平成18年改正条例附則第7条第1項の人事委員会規則で定める職員等）</p> <p>第3条 平成18年改正条例附則第7条第1項の行政職給料表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の級及び号給が行政職5級以下職員に対応するものとして人事委員会規則で定めるもの（以下「行政職5級以下対応職員」という。）は、次の表の左欄に掲げる給料表の適用を受ける職員のうち、当該適用を受ける給料表の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める職務の級及び号給のものとする。</p> <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <tr><td>略</td></tr> <tr><td>研究職給料表</td><td><u>2級25号給</u>から3級101号給まで</td></tr> <tr><td>略</td></tr> </table> <p>2 略</p> <p>3 平成18年改正条例附則第7条第1項の人事委員会規則で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>（1）～（7）略</p>	略	研究職給料表	<u>2級25号給</u> から3級101号給まで	略
略									
研究職給料表	<u>2級1号給</u> から3級101号給まで								
略									
略									
研究職給料表	<u>2級25号給</u> から3級101号給まで								
略									

<p><u>という。)</u> 附則第 2 項の規定により職務の級が 2 級から 1 級に切り替えられる職員（平成 23 年改正条例附則第 3 項に規定する旧号給（次条第 1 項第 10 号において単に「旧号給」という。）が 1 号給から 24 号給までである職員を除く。）</p> <p>（平成 18 年改正条例附則第 7 条第 2 項の規定による給料の支給）</p> <p>第 4 条 切替日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員のうち、切替日以降に次の各号に掲げる場合に該当することとなった職員（当該各号の 2 以上の号に掲げる場合に該当することとなった職員（人事委員会の定めるこれに準ずる職員を含む。次項において「特定職員」という。）を除く。）であって、その者の受ける給料月額が当該各号の区分に応じ当該各号に定める額（行政職 5 級以下職員及び行政職 5 級以下対応職員にあつては当該額に 1,000 分の 965（他の職員との権衡上必要と認められる限度において人事委員会が別に定める場合は、その割合）を乗じて得た額（その額に 50 円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50 円以上 100 円未満の端数を生じたときはこれを 100 円に切り上げた額）とし、行政職 6 級以上職員及び行政職 6 級以上対応職員にあつては当該額に 1,000 分の 936（他の職員との権衡上必要と認められる限度において人事委員会が別に定める場合は、その割合）を乗じて得た額（その額に 50 円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50 円以上 100 円未満の端数を生じたときはこれを 100 円に切り上げた額）とする。）に達しないこととなるものには、その差額に相当する額を、平成 18 年改正条例附則第 7 条第 2 項の規定による給料として支給する。</p> <p>(1)～(9) 略</p> <p>(10) <u>平成 23 年改正条例附則第 2 項の規定により同項に規定する切替日（以下この号において単に「切替日」という。）において職務の級が 2 級から 1 級に切り替えられた場合（切替日の前日において当該職員の旧号給が 1 号給から 24 号給まであった場合を除く。）</u> 切替日の前日において、<u>平成 18 年改正条例附則第 7 条の規定によりその者に給料として支給されていた額</u></p> <p>2 略</p>	<p>（平成 18 年改正条例附則第 7 条第 2 項の規定による給料の支給）</p> <p>第 4 条 切替日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員のうち、切替日以降に次の各号に掲げる場合に該当することとなった職員（当該各号の 2 以上の号に掲げる場合に該当することとなった職員（人事委員会の定めるこれに準ずる職員を含む。次項において「特定職員」という。）を除く。）であって、その者の受ける給料月額が当該各号の区分に応じ当該各号に定める額（行政職 5 級以下職員及び行政職 5 級以下対応職員にあつては当該額に 1,000 分の 965（他の職員との権衡上必要と認められる限度において人事委員会が別に定める場合は、その割合）を乗じて得た額（その額に 50 円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50 円以上 100 円未満の端数を生じたときはこれを 100 円に切り上げた額）とし、行政職 6 級以上職員及び行政職 6 級以上対応職員にあつては当該額に 1,000 分の 936（他の職員との権衡上必要と認められる限度において人事委員会が別に定める場合は、その割合）を乗じて得た額（その額に 50 円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50 円以上 100 円未満の端数を生じたときはこれを 100 円に切り上げた額）とする。）に達しないこととなるものには、その差額に相当する額を、平成 18 年改正条例附則第 7 条第 2 項の規定による給料として支給する。</p> <p>(1)～(9) 略</p> <p>2 略</p>
---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

（職員の給与に関する条例別表第 2 の備考 2 等の規定に基づく給料月額の調整に関する規則の一部改正）

第8条 職員の給与に関する条例別表第2の備考2等の規定に基づく給料月額調整に関する規則（平成20年鳥取県人事委員会規則第34号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分を加える。

改正後	改正前
<p>（平成17年改正給与条例附則第15項の人事委員会が別に定める割合等）</p> <p>第3条 次の各号のいずれかに該当する職員であつて、その職務の級及び号給がその者に適用される給料表の別に応じ、別表のアからクまでの職務の級欄及び号給欄に掲げる職務の級及び号給であるものの平成17年改正給与条例附則第15項、平成18年改正給与条例附則第7条又は規則第4条若しくは第5条の規定の適用については、これらの規定中「1,000分の965」又は「1,000分の936」とあるのは、当該職務の級及び号給の区分に応じ、それぞれ同表の割合欄に定める割合とする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 平成18年改正給与条例附則第7条の規定の適用を受ける職員（<u>規則第3条第3項第8号に掲げる職員を除く。次号において同じ。</u>）</p> <p>(3) 略</p> <p>別表（第2条、<u>第3条関係</u>） ア～ク 略</p>	<p>（平成17年改正給与条例附則第15項の人事委員会が別に定める割合等）</p> <p>第3条 次の各号のいずれかに該当する職員であつて、その職務の級及び号給がその者に適用される給料表の別に応じ、別表のアからクまでの職務の級欄及び号給欄に掲げる職務の級及び号給であるものの平成17年改正給与条例附則第15項、平成18年改正給与条例附則第7条又は規則第4条若しくは第5条の規定の適用については、これらの規定中「1,000分の965」又は「1,000分の936」とあるのは、当該職務の級及び号給の区分に応じ、それぞれ同表の割合欄に定める割合とする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 平成18年改正給与条例附則第7条の規定の適用を受ける職員</p> <p>(3) 略</p> <p>別表（第2条関係） ア～ク 略</p>

第9条 職員の給与に関する条例別表第2の備考2等の規定に基づく給料月額調整に関する規則の一部を次のように改正する。

別表工を次のように改める。

工 研究職給料表

職務の級	号給	割合
2級	47号給	10,000分の9,651
	48号給	10,000分の9,652
	49号給	10,000分の9,685
	50号給	10,000分の9,752
	51号給	10,000分の9,764
	52号給	10,000分の9,739
	53号給	10,000分の9,745
	54号給	10,000分の9,756
	55号給	10,000分の9,758
	56号給	10,000分の9,766
	57号給	10,000分の9,768

58号給	10,000分の9,770
59号給	10,000分の9,772
60号給	10,000分の9,723
61号給	10,000分の9,656

附 則

この規則は、平成23年4月1日から施行する。